

5 活用計画

5.1 活用計画の基本方針	…108
5.1.1 活用の基本方針	
5.1.2 現在の公開	
5.1.3 全体配置計画	
5.2 ホフマン輪窯 6号窯敷地活用基本計画	…110
5.2.1 活用の考え方	
5.2.2 配置計画	
5.2.3 平面計画	
5.2.4 施設整備計画	
5.2.5 外構及び周辺整備計画	
5.3 旧事務所敷地活用基本計画	…114
5.3.1 活用の考え方	
5.3.2 配置計画	
5.3.3 平面計画	
5.3.4 施設整備計画	
5.3.5 外構及び周辺整備計画	
5.3.6 留意事項	
5.4 備前渠鉄橋活用基本計画	…117
5.4.1 活用の考え方	

5.1 活用計画の基本方針

5.1.1 活用の基本方針

日本煉瓦製造株式会社旧煉瓦製造施設の活用における基本方針を以下に示す。

- ・深谷市内に残る他の渋沢栄一関連施設や民間との連携を図り、市の活性化の一端を担うものとする。
- ・来場者が、煉瓦製造施設の全体像とその生産システムを理解し、工場稼働時代の雰囲気を体感できる施設を作る。
- ・「保存管理計画」に示す文化財的価値を考慮し、その価値を高めるための計画とする。
- ・長期的な視野にたち、維持管理計画と一体となった継続可能な活用計画を策定する。
- ・ホフマン輪窯6号窯は保存修理工事完了後に通常公開を行う。

[活用機能と用語]

本計画では、活用機能と用語を以下のように定める。

公開 建造物自体を見学し、建造物を体感するもの。

展示 建造物、日本煉瓦、上敷免工場、煉瓦製造に係る歴史や情報を来場者に提示するためのもの。

管理 建造物の保存、公開、展示を行うために適切な維持を行うもの。

サイン 誘導サイン、名称サイン、案内(解説)サイン、規制サイン、運用サインを指す。

(サイン用語は、(社)日本サインデザイン協会編「サインデザインハンドブック2」より)

5.1.2 現在の公開 (2015[平成27]年3月現在)

[旧事務所(史料館)]

公開日 土曜日、日曜日

公開時間 午前9時から午後4時まで

[ホフマン輪窯6号窯]

旧事務所(史料館)の公開時間内に限り、10名以上の団体を対象とした予約制公開。

その他、臨時に特別公開を年2~3回程度実施している。

なお、旧変電室は内部を公開していないが、旧事務所公開時間には敷地内から外観を見ることができる。備前渠鉄橋は現在も遊歩道の一部となっており、通常の通行が可能である。

5.1.3 全体配置計画

煉瓦製造施設は、現在深谷市が所有する敷地が飛び地となっている。そこで、来場者がそれぞれの位置から煉瓦製造施設の情報を得ることができるように、各敷地に意匠を統一したサインを設置する。サインは見学者の流れを考慮して配置し、設置箇所ごとに敷地内の建造物の変遷と現状を結びつけ、工場稼働時代の状況が実感できるものとする。

図. 5-1 全体配置計画



5.2 ホフマン輪窯6号窯敷地活用基本計画

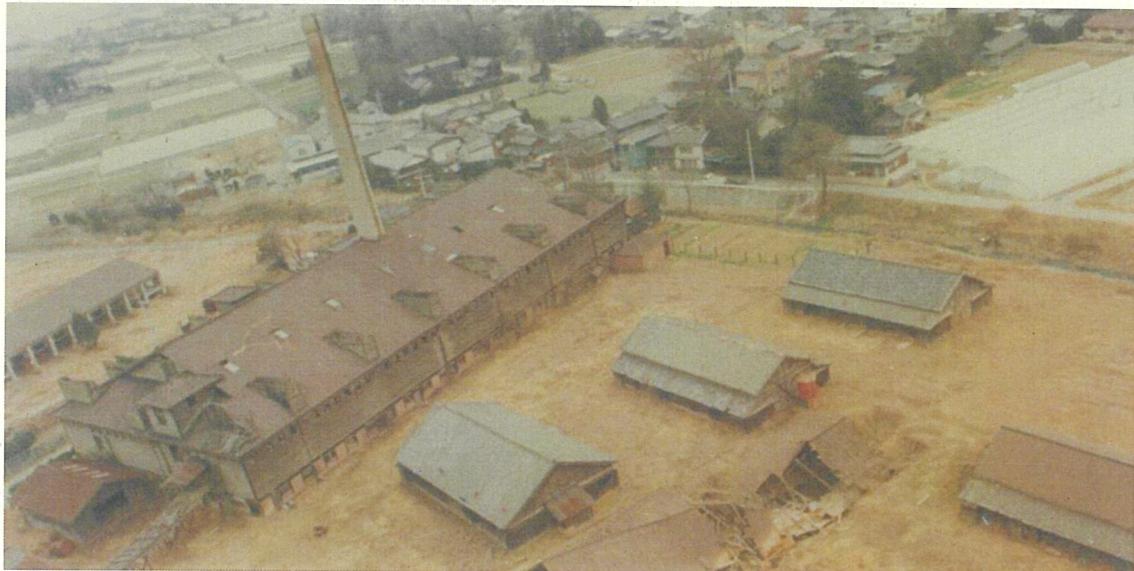


図 5-2 1978[昭和 53]年当時の木造覆屋

5.2.1 活用の考え方

長期目標 ほとんどの工場施設が失われた現状にあって、ホフマン輪窯6号窯はかつて煉瓦製造を担った唯一の現存施設である。ただし、コール式乾燥室を兼ねた木造覆屋は縮小され、機能の一部を失い、外観も大きく変更されている。長期的には木造覆屋を稼働時の状態へ復原することを検討することとし、本計画では覆屋形状検討の考え方を整理する。(図. 5-3「ホフマン輪窯6号窯活用計画策定の流れと覆屋形状の検討」を参照)。

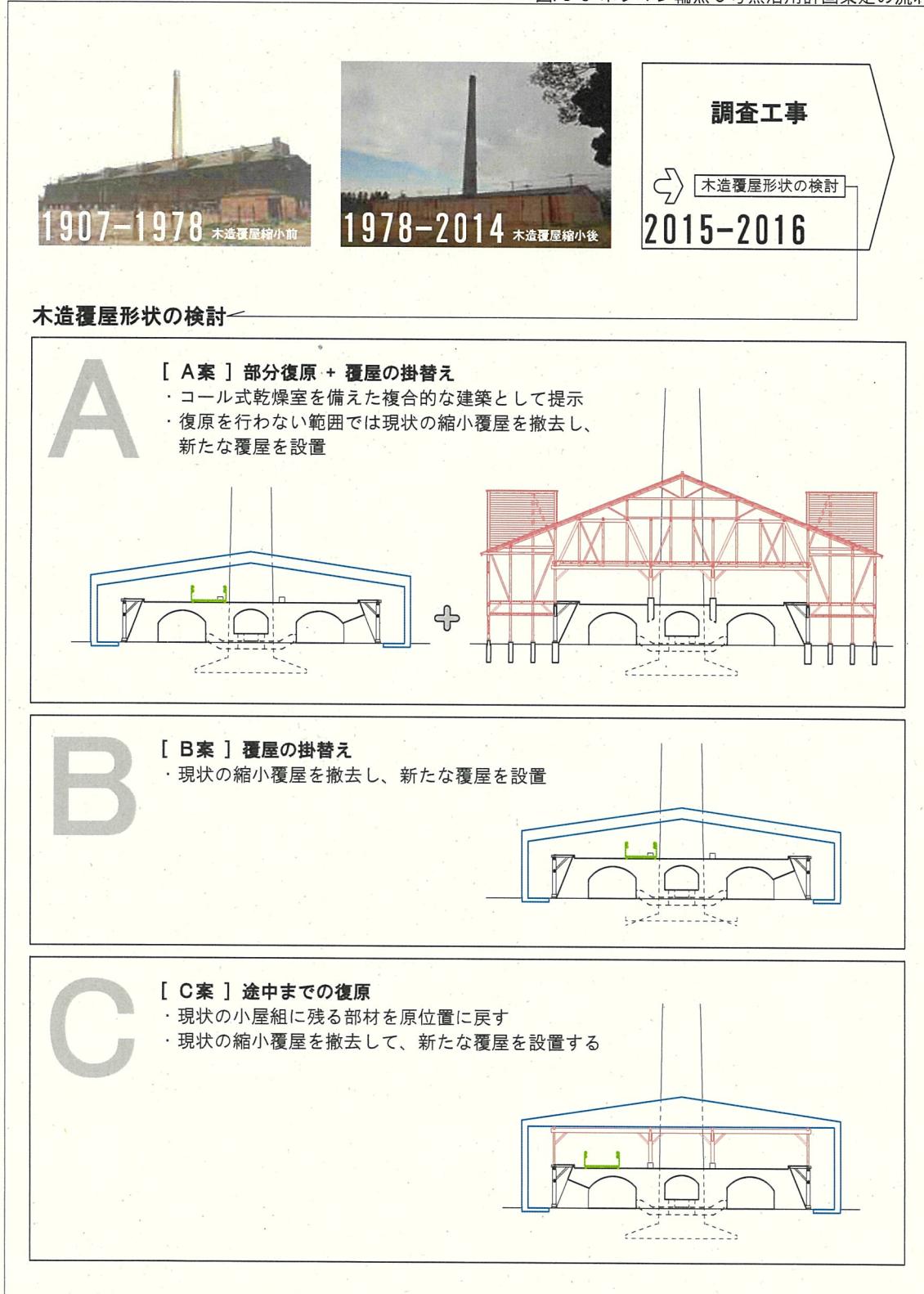
短期目標 煉瓦窯の魅力を最大限高め、来場者が窯内部を安全に見学・利用し、煉瓦窯を理解し親しむことのできる活用を行う。

機能 公開施設・展示施設(一部)・管理施設(一部)・飲食施設(一部)
方針 煉瓦窯を理解し親しむことのできる活用

煉瓦焼成室内部に立ち入る見学範囲を設け、長大な煉瓦窯のスケールやひとつながらりとなっている焼成室内部の奥行を体感できる見学ルートを策定する。窯上的一部まで見学できる整備方法を検討する。覆屋は煉瓦窯の保護機能を保持する。一部に、実際用いられた工具や現存するトロッコなどを配置することで工場稼働時代の雰囲気を演出する。原則として文字情報による展示は旧事務所が担うものとし、ホフマン輪窯6号窯では、解説板等の設置を極力少なくして窯内の雰囲気を伝えることに重きを置き、I C T技術などにより補完する。また、輪窯の雰囲気を活用し、輪窯内に飲食ができるエリアを設ける。

将来的に煉瓦製作を体験できる施設の敷地内への整備を検討する。

図. 5-3 ホフマン輪窯6号窓活用計画策定の流れ



※覆屋の形状を変更するには、文化庁長官による現状変更の許可が必要であり、復原、保存、活用を十分考慮し検討することとする。

5.2.2 配置計画

敷地へは徒歩でのアクセスとし、敷地北東部の門扉から敷地内へと入る。敷地西側には管理活用施設を建設する。トロッコレールなどにより、各種施設が併存していた状況が想起できるような整備や、煉瓦製作体験施設の整備を検討する。また必要な場合は、消火設備用水槽を埋設する。

5.2.3 平面計画

煉瓦窯の外周を見学できる状態とする。窯焼成室内部は、可能な限り補強前に近い内部景観を維持し、焼成室内部のほぼ全体に立ち入れるよう整備し、構造補強、照明器具、防災設備、その他活用に必要な設備等を新たに取り付ける。一部では、煉瓦焼成前の窯詰状況を再現するなど、工場稼働時代を想起できる展示を計画する。

煉瓦窯内部には照明器具を設置し、投炭口や掃除口などの細部が分かるように工夫し、できるだけ広く見通せる状態を確保する。また、煉瓦窯内部に見学エリアとは別に飲食エリアを設ける。地表または地下に遺存する当初覆屋の基礎の一部は展示や表示を検討する。

煉瓦窯の入退場は、敷地内に整備する管理活用施設を介するものとする。

5.2.4 施設整備計画

ア 保存管理の施設

管理施設 受付等管理機能をもつ管理活用施設を新設。

消防設備 避雷設備、消火設備を設置。

警備設備 警報設備、夜間の機械警備設備を設置。

その他 煉瓦窯外周の耐震補強材に外壁を設置。

イ 公開活用の施設

活用施設 活用のための展示・物販・調理機能等をもつ管理活用施設を設置。

電気設備 防災設備、展示設備、空調設備、照明器具等は配置を検討し、新たに配線。

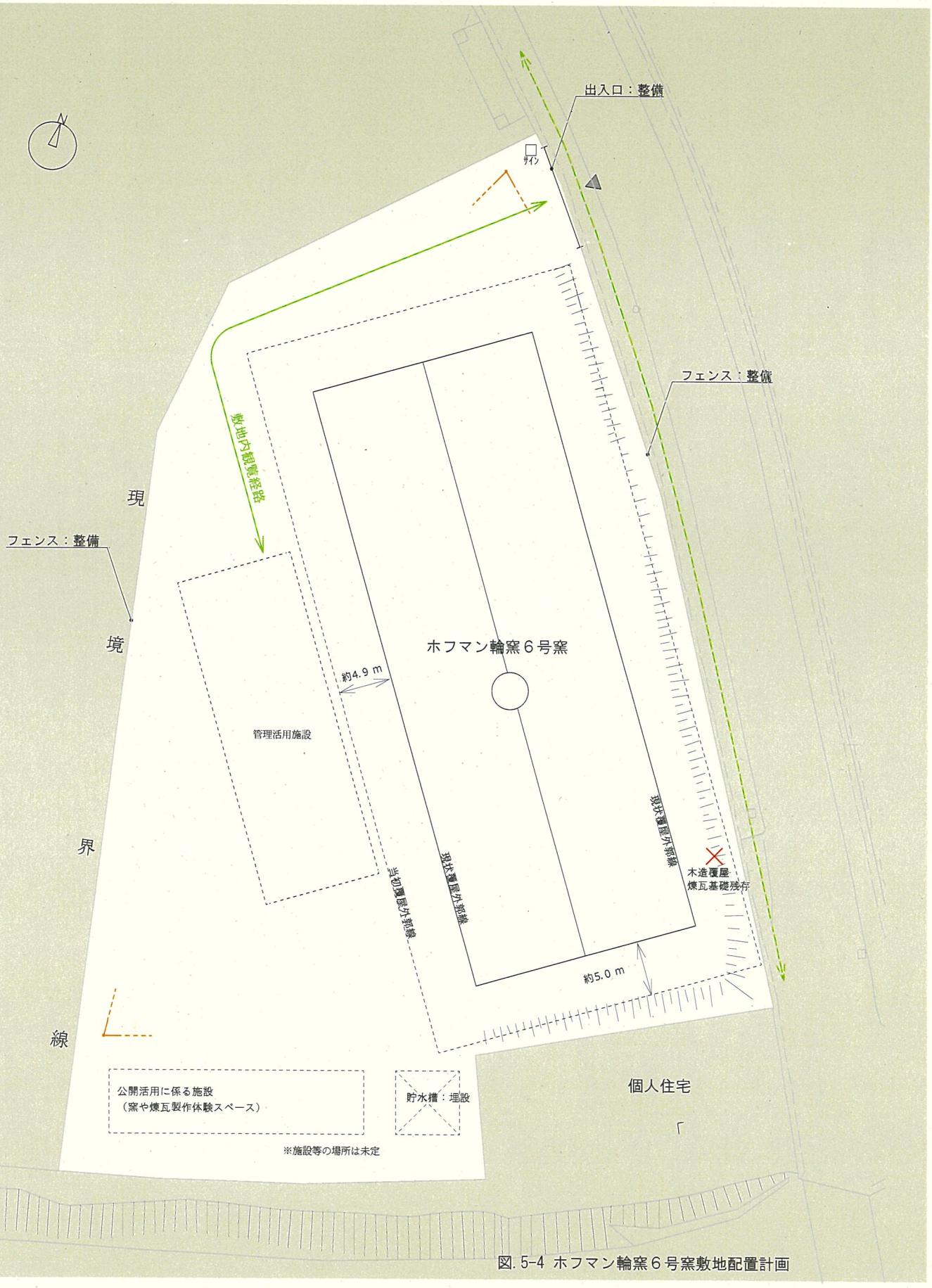
便益施設 階段を覆屋に整備。見学用通路を煉瓦造輪窯上に整備。

その他 煉瓦窯内に空調設備を設置。

長期的には煉瓦製作体験施設の整備を検討する。

5.2.5 外構及び周辺整備計画

敷地内は来客の移動、景観を考慮した舗装を検討する。敷地境界線のフェンスはホフマン輪窯6号窯の保存修理工事に合わせて更新する。更新に際しては、防犯防災上の対策を行ったうえで、視認性、景観を考慮したものとする。備前渠側の樹木は煉瓦窯の保存に支障がない限り伐採し、備前渠鉄橋への経路を確保する。また、敷地内の必要箇所にサインを設置する。



5.3 旧事務所敷地活用基本計画

5.3.1 活用の考え方

機能 見学公開施設・展示施設・管理施設
方針 宿舎兼事務所施設の洋館として公開。煉瓦の生産システムや日本煉瓦の社会的価値、渋沢栄一とその関連施設とのつながりなど、文化財の総合的な情報を展示伝達する施設とし、管理の拠点としても整備する。

旧事務所は現在の史料館としての利用を継続する。旧変電室は周囲からの外観の見学とする。内部の一般公開は行わない。

5.3.2 配置計画

徒歩及び自転車でのアクセスとし、敷地南東部の県道側門扉から敷地内へと入る。旧事務所正面側には外観の妨げとなる施設は設けず、サイン等最小限のものを設置する。敷地北東部には身障者用2台分と管理用1台分の駐車スペースを設ける。駐車場へは新たに県道側に設ける出入口より進入する。附属屋脇の階段に斜路を整備し車椅子利用者用の旧事務所への出入口とする。

敷地北側には、浴場②及び石炭庫の遺構表示を検討する。また、トロッコレールと鉄道軌道を敷設し、備前渠鉄橋とのつながりや、各種施設が併存していた状況が想起できるよう整備する。

敷地北側には来場者が休憩し、軽食をとれる飲食スペースを設置する。敷地中央の石炭庫跡付近には、駐輪場を設ける。

5.3.3 平面計画

展示室1・2・3と下屋及び廊下の一部は変更なく展示室として利用する。事務室、応接室、収蔵室についても利用の変更はない。集会室は一般公開時に来場者が休憩できるスペースとし、休憩用の机や椅子を配置する。

5.3.4 施設整備計画

ア 保存管理の施設

現状の利用を継続する間、新たな施設の計画はない。

イ 公開活用の施設

便益施設 附属屋脇の出入口に車椅子利用者用の斜路を整備する。飲食スペース整備を検討。飲食スペース建設時には機械設備、電気設備の設置を同時に検討する。
飲食スペース脇と駐輪場脇に自動販売機を設置する。

5.3.5 外構及び周辺整備計画

敷地内は全面砂利敷きとする。敷地境界線のフェンスは更新する。保存建造物とした門及び塀は修理する。門扉が欠損している箇所については、新たに門扉を取付ける。

敷地北側、門及び塀付近の生垣は伐採する。その他の生垣は保存活用上の支障とならない限り現状を維持する。敷地内の必要箇所にサインを設置する。

5.3.6 留意事項

旧事務所は3度の移築（曳家）を経ており、外国人技師の宿舎兼事務所として建設された当初からは間仕切りなど多くの改造が施されている。そのため、今後想定される根本修理における調査結果次第では、現在の間仕切り壁位置等が変更される可能性がある。本計画では、現状をもとに計画するが、保存修理工事実施の際には旧事務所の活用計画を見直すこととする。

5.4 備前渠鉄橋活用基本計画

5.4.1 活用の考え方

- | | |
|----|---|
| 機能 | 特別に設定しない |
| 方針 | 現在の深谷市遊歩道の一部としての利用を維持し、煉瓦の輸送を示す遺構として活用する。 |

備前渠鉄橋を含むかつての上敷免工場から深谷駅までの旧専用鉄道跡地は、現在遊歩道として整備されている。駅までの遊歩道としての利用を継続するとともに、徒歩や自転車で煉瓦製造施設へアクセスする来場者に向けたサインを設置する。煉瓦輸送を担った旧専用鉄道跡であったことを示しながら、見学者の流動性を高めるために活用する。